

北広島町農業委員会第 2 回総会議事録

事務局 (第 2 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 1 番、2 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和 5 年 8 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

6 番 8 月 17 日に譲渡人より電話にて、聞き取りを行っております。内容は先ほど事務局から説明がありましたとおり、ご家族のご事情でということでした。また現状につきましては同日、確認を行い、聞き取り内容を委員報告し、3 名で協議を行っております。対象農地につきましては、良好に管理をされており、譲渡人と譲受人は親子の関係でもあり、農業機械は、現在譲渡人が保有している機械を使用するということでした。十分農業に従事できる環境でもあり、30 年来、近隣の農地所有者と面識もあり、良好な関係を築いておられます。以上のことなどから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないものと考えられます。以上でございます。

会長 それでは番号 1 番についてご質疑を行います。ご質問はございませんか。

3 番 今回の申請面積と経営面積の差はどういうことですか。

事務局 (説明)

会長 他に質問はありませんか。ないようでしたら、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願い致します。。

13 番 8月16日に担当委員とともに現地確認に行きまして。譲受人は、この王子谷で現在39筆の農地を取得され、営農されている企業でございます。今回の圃場ですけれども、図面番号2の2をご覧ください。これ5筆ありますけれども1, 2, 3で1枚。4, 5で1枚の2枚の圃場です。現況ですけれども、茅が全面に繁殖しておりまして、木も5、6mの木が生えている現状でございます。農地パトロール、遊休農地でいうと②の状況でございます。これを復元されて牧草を植えられているという状況でございます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号2番について質疑を行います。ご質問ご意見はございませんか。

4 番 譲受人は、牧草以外で、現状の経営は、どんな作物を作られているのか。

13 番 水稻を作られて、販売もされていると聞いております。あと、牧草、牛関係もされている聞いています。以上です。

会 長 他にご質問ありませんか。

1 番 参考までに、この両サイドの田の状況も分れば教えてください。

13 番 ここは見ていただくと4と5の左側は、去年までは水稻を作られていたが、猪が入って、荒らされて、今年度は何も作付けされていない状況でありました。右側の方は、ちょっと確認をしております。以上です。

会 長 他にご質問ありませんか。それでは質疑を打ち切って採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

13 番 8月16日に現地確認をして参りました。丁度盆ということで、譲受人が、こちらに帰っておられました。図面番号3-2をご覧ください。4、5、6の番号があります。その右上に宅地とあるんですけれども、そこを家を購入されて現在改修中でございます。10月頃には、こちらに帰ってこられると。で、農機具でございますけれども、トラクターを取得済。行った時に丁度、コンバインを購入されて持ち込まれていた状況でございました。今後1, 2, 3については水稻。4, 5, 6については野菜を栽培されるというふう聞いております。以

上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号3番についてご質疑を行います。ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

4 番 経緯につきましては、議案書の摘要欄をご参照いただければと思います。機械につきましては、地元の機械利用組合と協力して、現在も自作の農業をされておりますので、それを引き続き継続していくということで問題ないと思います。労働力につきましては、従事者について、譲受人1名ということでございますけれど、合計合わせまして8反程度ということですので問題はないと思われます。また、長年の農業者でありますので技術的にも大きな問題ないと思われます。現地調査等については、8月14日に私と担当委員の3名で行いました。譲渡人の方とは現地で面談いたしましてお話を致しました。譲受人の方については、私が電話で聞き取りを行いました。地域の周辺の農業に対する影響についてでございますが、現況でも地元の営農組織で作業を委託されており、現在も水稻が作付けがなされており、優良に管理をされておる状況でございます。また、譲受人は、地元営農組織の構成員の1人でもございますので、今後も引き続き営農をされていくということについては問題ないと思われます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

会 長 それでは番号4番についてご質問等に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

3 番 経営面積との差はどうなっていますか。

事 務 局 今回譲り渡される農地は田となっており、畑が残っています。

3 番 畑の方はどういう状況ですか。

4 番 ご自宅前に畑を耕作されておまして、大変綺麗に作付けをされております。そういった状況も確認しております。

会 長 他にご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

16 番 8 月 12 日担当委員 2 名と譲受人を訪問し、その後現地の方へ調査を致しました。5 の 2 の図面をご覧ください。今回の案件で、譲渡人が周りが全て譲受人の山林、農地という形なっております。周辺の農地に対する影響もなく、以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは番号 5 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

5 番 譲渡人は、被相続人の方ですか。それとも相続財産管理人の方でしょうか。他一名というのは共同と言うことでよろしいでしょうか。

事 務 局 譲渡人は被相続人が本来で、共有の農地となっております。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 4 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

11 番 土地の登記等は、ここの摘要欄にあるとおりなのですが譲渡人さんは、この土地を相続されて管理されておりましたが、いずれ譲り渡したい、処分をしたいという考えがおありになって、そういうところへ丁度、不動産屋さんを介して譲受人さんが現れたということで、譲受人さんは遠方におられるんですが、自営業で自営業の拠点を豊平地区に移されて、こちらに移住されることを検討されておるようで、現在も豊平地区の他の所ですが、仮住まいをされております。自営の方も豊平地区を拠点にボツボツ進められるということになっております。機械の方ですが、ご本人は草刈り機のみを所有されておまして、他の機械はまだ、ただ今から購入されるということで、経験も今まではないんですが、本人の意欲、かなりお持ちのようでやってみたいということで、自家栽培家庭菜園ですが、やってみたいということで現場を見に行かしてもらいましたけれども、もう草刈りはしてあったような状態でした。元来この土地につきましては、今までも年に1、2回程度草刈りをしてあるような感じでありましたので、現況では田になっておりますが、草が良く生えておる様な所でした。周辺農業に対する影響というのも、集団の土地から少し離れた所だったんで問題ないと思いますし、自家菜園このようなことなので大丈夫だと思っております。現地8月19日に担当委員と現地調査しました。関係者とは電話でお話を伺いました。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしく申し上げます。以上です。

会 長 それでは番号6番についてご質問等に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。
令和5年8月21日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範
7番案件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 8月17日に担当委員と現地の確認を致しました。図面にあるように既に駐車場になっておまして、田んぼを見てもブロックで全部整備されてU字溝がとおっておりということで、土地もブロックでU字溝に水が流れない様に工事がされており、全ての方に路面の水は適

切の処理がされておるように工事がされております。参考ですが、この土地は中山間、多面には対象外の土地にはなっております。以上です。

会 長 ありがとうございます。番号 7 番についてこの件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

職務代理者 直接審査の該当にはあたらないかもしれませんが、始末書添付という申請でございますから、これは本人が申請されたのか、委員さんの助言で申請されたのか。

事 務 局 申請人さんの経営に参加される会社が規模拡張を図りたいということで、土地を調べたところ農地であったことが判明したため、本人さんの方針による申請となっております。

会 長 会社はどこにあるんですか。

7 番 会社は、301 と 301-3 の土地が会社です。302-1 が駐車場になっております。ここが付近の家で、今駐車場が狭いということでよそに家を建てられて、ここが今会社の土地と 301 が駐車場になっております。もう一つ、移原の下の方に代替え工場も建っております。以上です。

会 長 他にございませんでしょうか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。
令和 5 年 8 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範
8 番案件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

8 番 補足説明を致します。農地区分と転用目的については摘要欄のとおりでございます。計画面積の妥当性も必要最小限と。8 月 17 日に担当委員と現地確認いたしました。そこで計画面積の妥当性は、必要最小限であると確認しました。周辺農地等に係る営農条件への影響も

支障が無いと思われます。図面番号 8-2 をご覧頂いて、隣に 3337 番地に田がありますが、これは今年度については作付けされておらず、草刈りの管理は、丁度された翌日くらいでございました。水路なんですけども、その 3337 へ向かう水路なんですけど、暫く作付けされていなかったと思われますが、水路自体が潰れておりましたが、この度の工事計画によると水路をしっかりと確保するような計画となっておりますので、今後の営農条件に支障は無いと思われます。以上です。

会 長 ありがとうございます。番号 8 番についてこの件について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。5 番。

5 番 権利の内容で、所有権移転（永年）と書いてあるのですが売買でよろしいですか。

事務局 売買です。

会 長 他にご質問はございませんか。

委 員 （なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 （挙手多数）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案説明：権利の内容中永年を売買に訂正）

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 8 月 17 日に担当委員と 3 人で現地確認を致しました。申請書にあるように既に田の状態ではなく、採石がやってあり、申請書にあるような状況になっており、現場を確認しまして、土地の 1 面は道路、3 面は U 字溝の水路となっており、工事をされた問題は特にはないと思われます。それと、図面ですが、町道今田線ということになってます。これは県道都志見線です。図面の左側が町道ですので、訂正をしといていただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。番号 8 番についてこの件について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。5 番。

5 番 採石が置いてあったということなんですけれども、譲渡人さんに無断で置いてあったのでしょうか。それとも買う前提でもう採石を置いてしまったのでしょうか。

7 番 それは確認できませんが、採石といっても全面に放置ではなく、そういう採石が敷いてあったという状況です。何年も前ですので草も生えております。毎年 1、2 回は草を刈って

おられるのは確認しておりますが、そういう状況で譲渡されたんじゃないかなと思っています。

会 長 2 番。

2 番 今のことに関連するんじゃないかと思うのですが、始末書ではなくて顛末書が添付されている。理由書が付けられている。これの中身を説明してもらえればと思うのですが。

事 務 局 (説明)

2 番 ですから、理由書は譲受人が書いたもの。顛末書は譲渡人が書いたもの。

事 務 局 はい。そのとおりです。

2 番 本人がやっているのに始末書ではなく顛末書になった理由は、非農用地だったからということですか。例えば本人がやった場合は始末書になって、父親が勝手に昔やっていた場合は顛末書と通常は処理されるというのが一般例だったんですが。顛末書ではなく始末書だった理由は何かという質問です。

事 務 局 これは、前所有者によって残土が入れられたということで顛末内容となっております。

2 番 譲渡人が、元々肥土はなかったと非農用地であったという現況に、肥土があったのかなかったのかという現況に、もう 1 つは採石。許可無く採石を入れたということが顛末書となる。始末書でない違いは何が中身としてあるのかという質問。

事 務 局 取得時には、既に前所有者によって残土利用による盛土が完了しているということで、相続によって今の譲渡人が土地の所有者となられたと思いますが、前所有者というのは、お父さんがということだと思います。

2 番 いつもどおり相続関係だから顛末なんだよということですね。

事 務 局 はい。

会 長 他にご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について

会 長 議案第 4 号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により意見聴取があったので意見を求める。
令和 5 年 8 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範

事 務 局 (議案説明)

会 長 これより質疑に入りたいと思います。ご質問ご意見ございませんか。

6 番 ページで言いますと第 3 の 5 ページ、6 ページに堆肥の項目がないのですが、センター利用されるかといったところで。基本的に堆肥の施設必要ないといったことでしょうか。質問させてください。

事務局長 6 ページ。酪農のところに堆肥が記載されていないということなんですが。基本的には、堆肥も利用するんですけれども、堆肥については、変更がないので記載しないということで。その部分については変更しないということです。また見直しについては、今後の状況を見て、必要なら記載をしていこうと考えております。今回については、見直しておりません。

会 長 他にございませんか。

3 番 夏秋用トマトの場合ですが、路地で 2 人というのは、あまりにも無謀。元々のたたき台は、何なのでしょうか。その昔にあった認定農業者が大基のたたき台になっていますか。

事務局長 5 ページ、7 ページの関係の夏秋トマトですけれども。基盤強化促進法に基づく、いわゆる認定農家でありますとか、新規就農者、認定新規の基準は、市町独自で決められることになっております。北広島町につきましては、認定農家の基準は 400 万、新規認定農業者は 240 万円としておるところでございますけれど、その目標達成には、こういった規模が必要かという目安として、各水稻からそれぞれの野菜等の品目したものを記載しているところでございます。これにつきましては、指導所等とご意見を伺いながら記載しているところでございまして、今回については変更はございません。ただ、ご指摘のように今般の情勢でいきますと、このものが果たして適正かどうかというご意見もありますので、これにつきましては、また見直し等につきましては、少しずつ反映していきたいと思っておりますけれども今回については、変更しないということでございます。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。このことについて、町から意見を求められております。原案どおり一部変更することに意見がない委員さんは挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。したがって意見なしとすることに決定いたしました。
以上で本日提出議案の審議を終わります。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩